



交通事故などでケガをして、組合員証を使用するときは、共済組合にまず一報を!

短期給付係
(082) 513-4957



交通事故でケガをしました。組合員証は使用できますか?

交通事故などの第三者の行為によってケガをした場合、その医療費は原則として加害者が負担すべきです。しかし、すぐに加害者が負担できない場合は、組合員証を使用することが可能です。組合員証を使用して医療機関を受診する場合は、必ず共済組合に連絡してください。

※ 医療機関から届く診療報酬明細書により共済組合が第三者加害行為を知った際は、所属所へ確認を行う場合があります。

なぜ交通事故で組合員証を使用したら、書類の提出が必要なのでしょうか?



組合員証を使用した場合、本来、加害者が負担すべき医療費を共済組合が一時的に立て替えることになるため、共済組合から加害者に請求を行う必要があります。そのために必要な書類ですので、必ず提出をお願いします。提出していただく書類については、福利厚生事務の手引の § 9-023 「3 提出書類」を御確認ください。



示談していいのでしょうか?

示談で請求権の全部又は一部を放棄した場合、共済組合が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は、組合員に請求することもありますので、示談する前に必ず共済組合に連絡してください。

《交通事故による医療費の支払方法》

